

議案第 3 号

戸島地区の地域モビリティ実証実験について

今回、宇和島市地域公共交通網形成計画に位置付ける事業のうち、「12. 地域主体で行うコミュニティバス等の取組を支援する仕組みの構築」として、島内に公共交通が存在しない戸島地区において、地域の住民自らが公共交通空白地域の解消及び交通弱者の利便性向上を図る目的で、実証実験を行いたいと考えております。

本事業は、地域づくり協議会が運営主体となって、必要な講習を受け、国から認可された住民ドライバーが、戸島地区（本浦、小内浦、郡）内の地域住民等を有償（1人1回の運行につき100円）にて輸送するというもので、事業開始にあたっては、本協議会の承認が必要となりますので、提案するものです。

運行ルート

嘉島

N



戸島

郡

小内浦

本浦

○事業概要

運営主体	戸島地区地域づくり協議会
目的	公共交通空白地域の解消及び交通弱者の移動利便性（＝地域モビリティ）の向上。
運送地域	○区域運行：戸島地区内（本浦、小内浦、郡） ※運行ルートは2ページを参照（特定の停留所はなし）
対象者	○地区住民及び観光旅客を含む来訪者 【参考 R5.4.1 現在】本 浦：124 人（うち、75 歳以上 32 人） 小内浦：106 人（うち、75 歳以上 31 人） 郡 ：4 人（うち、75 歳以上 3 人）
実証時期	○令和5年7月～令和6年3月（予定）
運行内容	<p>○運行日：平日及び土曜日（日曜・祝日は除く）※事前予約制</p> <p>○運行時間：7時～17時</p> <p>○利用者：主に、<u>地区内で移動手段を持たない高齢者等</u>の利用を想定。</p> <p>○利用用途：特に限定はしない（傷病等の緊急時は消防等を利用） 主に、「<u>買い物</u>」「<u>通院</u>」「<u>フェリーのりばへの移動</u>」による利用を想定。</p> <p>○利用料金：一律100円（1人1回の運行（片道）につき） ※未就学児については、大人1人につき無料（利用人数には計上）</p> <p>○利用方法：原則、運行日の前日までに電話による予約（公民館で受付）</p> <p>○目標値：【利用回数】実証実験の期間9ヶ月で300回 （75歳以上66人の約5割の方、33人が月1回程度の利用を見込み33人×9月＝297人≒300回） 【利用人数】300人</p> <p>○利用イメージ</p>
使用車両	○軽自動車1台（ハイゼット（4人乗り）） ※市の公用車を手配（一定期間使用した車両）
その他	○宇和島市地域公共交通網形成計画に位置付ける事業 12. <u>地域主体で行うコミュニティバス等の取組を支援する仕組みの構築</u>

令和 年 月 日

四国運輸局 愛媛運輸支局長 殿

名 称 戸島地区地域づくり協議会
 住 所 愛媛県宇和島市戸島 2014
 代表者の氏名 事務局長 ●●●●

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
 戸島地区地域づくり協議会
 愛媛県宇和島市戸島 2014
 事務局長 ●●●●

2. 自家用有償旅客運送の種別
 交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1					
2					
3					
4					
5					

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考
戸島地区	本浦、小内浦、郡

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
戸島地区地域づくり協議会	愛媛県宇和島市戸島 2014

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計		
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行			
戸島地区 地域づく り協議会	保有			1 (1)				
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行			
	持込		※	()	※	()		※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行			
合計			1 (1)					1

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送 地区住民及び観光旅客を含む来訪者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

運送の区域 戸島地区 (本浦、小内浦、郡)

・1回の乗車につき 100 円 (ただし、未就学児については、大人 1 人につき無料)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (12) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類

令和 年 月 日

四国運輸局 愛媛運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名称) 宇和島市地域公共交通活性化協議会

(対象市町村) 宇和島市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和 5 年 5 月 26 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

戸島地区地域づくり協議会

愛媛県宇和島市戸島 2014

事務局長 ●● ●●

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

戸島地区 (本浦、小内浦、郡)

(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

100 円

(3) 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送 対象地域在住の一般住民

6. その他特記事項

令和 年 月 日

宇和島市地域公共交通活性化協議会

会長 (宇和島市副市長) ●● ●●

四国運輸局愛媛運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

名 称 戸島地区地域づくり協議会
住 所 愛媛県宇和島市戸島 2014
代表者の氏名 事務局長 ●● ●●

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（戸島地区地域づくり協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	●● ●●	愛媛県宇和島市戸島	普通	1種
2	●● ●●	愛媛県宇和島市戸島	普通	1種
3	●● ●●	愛媛県宇和島市戸島	普通	1種
4	●● ●●	愛媛県宇和島市戸島	普通	1種
5	●● ●●	愛媛県宇和島市戸島	普通	1種
6	●● ●●	愛媛県宇和島市戸島	普通	1種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（戸島地区地域づくり協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和 年 月 日

住 所 愛媛県宇和島市戸島
氏 名 ●●●●

※ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	戸島地区地域づくり協議会
-------------	--------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（戸島地区地域づくり協議会）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	●● ●●	愛媛県宇和島市戸島			
2					
3					

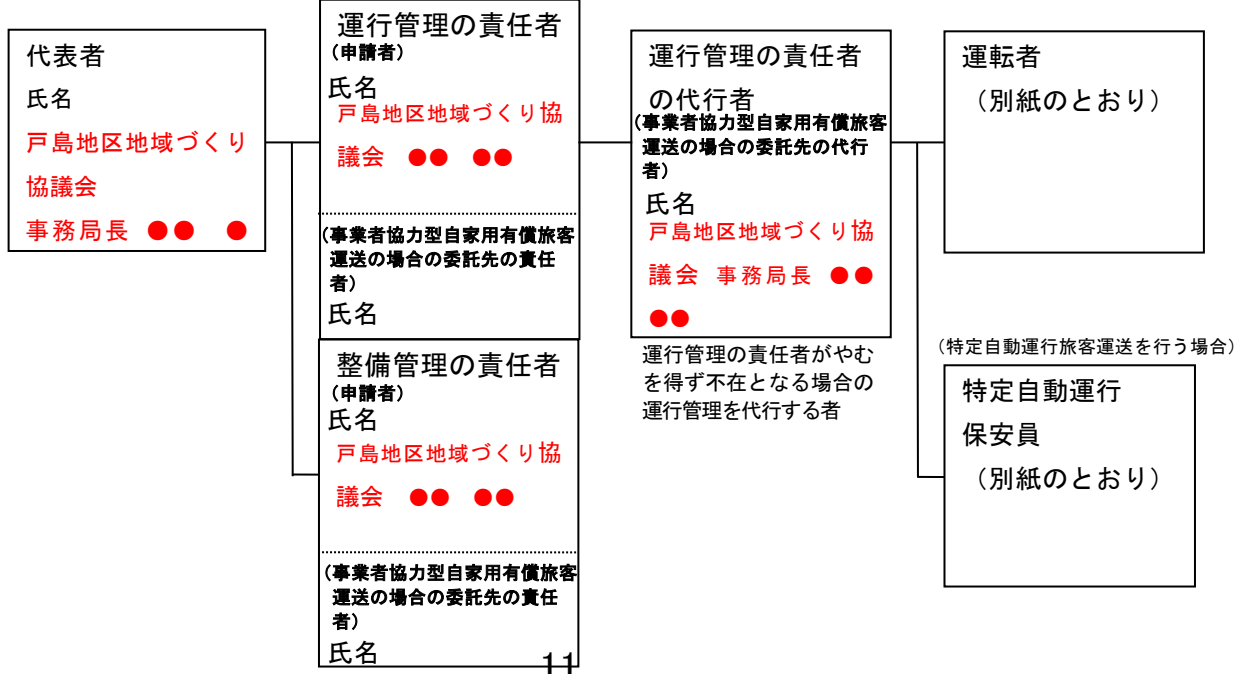
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	協力
1	●● ●●	愛媛県宇和島市戸島	
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

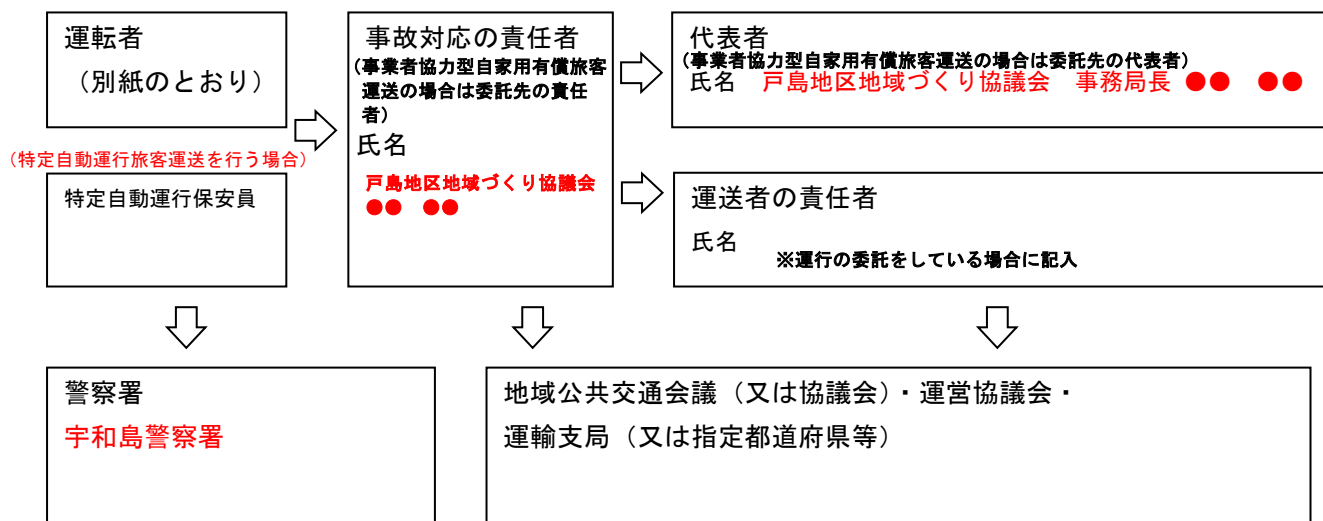
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



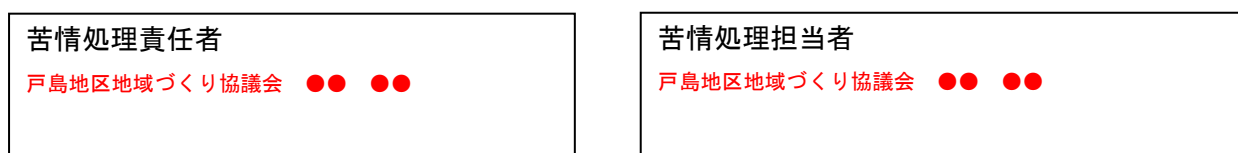
(エ) 非常通報装置・非常停止装置（特定自動運行旅客運送を行う場合）

施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類は別紙のとおり。

2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

四国運輸局愛媛運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	(無制限)・万円)
対物保険（共済）	(無制限)・万円)

令和 年 月 日

名 称 戸島地区地域づくり協議会
住 所 愛媛県宇和島市戸島 2014
代表者の氏名 事務局長 ●●●●